

市民会館仮設会議室（市民利用時の料金）

（単位：円）

会議室	午前	午後	夜間	全日
	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～22:00
1	2,000	3,200	3,600	8,800
2	2,200	3,400	3,900	9,500
3	2,200	3,400	3,900	9,500
4	2,200	3,400	3,900	9,500
5	3,100	4,800	5,500	13,400

宴会場	1回あたり
1	3,700
2	4,000
3	4,000
4	4,000

※1回につき3時間以内（入退場を含む）

備考

- 会議室及び宴会場の利用者が、営利又は宣伝に類する行為を目的として利用する場合の利用料金は、所定の利用料金（附属設備に係る利用料金を除く。）の100パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 市外居住者（市の区域内に住所若しくは勤務場所を有する者又は市の区域内に所在する学校に在学する者以外の者をいう。以下同じ。）又は市外居住者を主たる構成員とする団体に係る利用料金は、所定の利用料金（附属設備に係る利用料金を除く。）の100パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 利用時間の延長については、原則として許可しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、1時間未満の延長に限り許可し、所定の利用料金（附属設備に係る利用料金を除く。）の30パーセントに相当する額（次号において「延長料金」という。）を支払うものとする。
- 前号の規定にかかわらず、当該許可に係る時間が30分未満の場合にあっては、延長料金を徴収しない。
- 午前から午後まで又は午後から夜間まで引き続いて会議室及び附属設備を利用する場合は、それぞれの間の1時間は、利用料金を徴収しない。
- 施設の利用について特別に電気又は水を使用した場合は、所定の利用料金のほか実費相当額を徴収する。

附属設備

(単位：円)

	品目	単位	利用料金	備考
1	講演台	1台	340	
2	花台	〃	220	
3	司会台	〃	170	
4	ステージ台	1枚	120	組立式
5	拡声装置	一式	500	有線マイク2本込み(基本)
6	有線マイク	1本	100	追加分
7	ワイヤレスマイクセット	一式	340	ワイヤレスマイク2本込み(基本)
8	ワイヤレスマイク	1本	150	追加分
9	パーテーション	1台	560	
10	びょうぶ	1枚	560	
11	表彰盆	〃	120	
12	吊看板枠	1台	170	
13	スクリーン	〃	220	移動式
14	持込電気器具	1kw	220	1kw未満は1kwとする

備考 この表による利用料金は、志木市民会館条例別表第1に定める午前、午後及び夜間におけるそれぞれの利用をそれぞれ1回として計算する。ただし、宴会場で利用する場合は、1回の利用につき、それぞれ1回とする。